

▶ FAXでもお申込み可能です

FAX.0791-23-4876

友の会 入会申込書

※下記の「個人情報の取り扱い」と「会員規約」を必ずご覧になり、ご了承の上コースフロントへお申込みください。

入会	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	紹介者	※紹介者がいる場合記入ください。	
ご希望の会員	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 全日			
お名前	フリガナ	〒	ご住所	
TEL/FAX	TEL	携帯	FAX	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日 満 才
メールアドレス	PC	携帯	@	@

個人情報の取り扱い

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルホールディングス(株)に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルホールディングス(株)以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

【提供情報の内容】

- ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報
- 国内、海外の旅行情報
- ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
- 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
- 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な商品の販売に関する情報
- ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
- その他リソルホールディングスグループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 運営会社：相生カントリー倶楽部 TEL.0791-22-1010 FAX.0791-23-4876

● 当社の「個人情報保護方針」並びに「個人情報の取り扱い」の詳細については、ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください。

会社名：リソルゴルフ(株) 相生カントリー倶楽部事業所 電話番号：0791-22-1010

プレミアム友の会会員規約 [相生カントリー倶楽部]

第1条 (名称・運営組織)

本年度会員組織は「プレミアム友の会」(以下「友の会」といふ)と称します。友の会は、リソルゴルフ(株)(以下「会社」といふ)が運営しております。

第2条 (会員)

- 本契約を承認の上で所定の入会手続きを行い、会社が会員として認められた者で且つ年会費の振込を完了した方をプレミアム友の会会員(以下「会員」といふ)とします。なお、入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といふ。))に属していると認められるときは、会社として入会審査を受け付けないものとします。
- 会員の種別は、個人会員とします。(申込者本人様のみご利用可能)
- 会員は、本規約第6条及び第7条の手続きを経て、別に定める優待料金にて施設の利用をすることができます。ただし、優待料金は季節に応じて、期間限定で、更にお得な料金設定をする場合があります。
- 会員は、会社が定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や、特別利用料金等の情報を会社が指定する方法で、受け取ることができます。
- 会員は、ゴルフ場が定める会員優待料金にてプレーができるもので、優先的プレー権等いわゆるメンバーコースにおける会員の権利を有しません。また、ゴルフ場の運営に関与する権利も有しません。

第3条 (年会費)

- 会員は、運営会社に対し同社の定める方法にて所定の1年間の年会費を支払わなければなりません。
- 一旦納付された年会費は、いかなる理由があっても返金されません。

第4条 (会員資格有効期間)

会員の資格の有効期間及び期日については別途募集要項にて定めます。

第5条 (会員証)

- 会員には年会費の納入と引き換えに会員証が発行されます。
- 会員はチェックインの際、必ず会員証をフロントに呈示するものとします。呈示のない場合は、その特典を受けることができません。施設の利用にあたっては、会員証を呈示した会員のみが、優待料金の適用となります。
- 会員証に記載された本人のみが利用でき、これを他人に譲渡もしくは貸与する事はできません。

第6条 (施設利用の申込み)

- 会員が施設を利用する場合、会員自ら、会社が定める方法にて予約申込みをしなければなりません。なお、施設の利用には、会員以外に随伴者を伴うことができます。但し、随伴者には会員料金の適用はありません。
- 予約の受付の優先順位は原則として先着順とします。
- 前項の申込みに対し会社は、会員に予約を受け付けた内容及び利用料金等を口頭もしくは文書にて通知します。
- 施設の利用にあたっては、当該ゴルフクラブのメンバー優先予約権等の権利を損なわない範囲での利用となります。

第7条 (施設利用時の注意事項)

- 会員及び随伴者は、会社が定める利用約款を遵守しなければなりません。
- 会員及び随伴者は、別に会社が定めるチェックイン及びチェックアウトに従うものとします。
- 会員及び随伴者は、施設内で以下の行為をしてはなりません。
 - ① 建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為。
 - ② 建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは譲渡する行為。
 - ③ 酔態を示し、あるいは高歌吟詠する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。
 - ④ 動物、ペット等を持ち込む行為。

- ⑤ 営業行為。
 - ⑥ 塵芥、廃棄物を放置する行為。
 - ⑦ 鉄砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為。
 - ⑧ その他、公序良俗に反する行為。
4. 会員または随伴者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、会社は第三者に対し何らの義務を負いません。

第8条 (利用の拒絶)

- 次の場合には、利用をお断りします。プレーの途中で判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。
- ① 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
 - ② 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
 - ③ 粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをされる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
 - ④ 法人でその役員の中に暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。

第9条 (会員の責任)

会員および随伴者の故意又は過失により会社及び施設が損害を被ったときは、当該会員及び随伴者(随伴者による場合は当該会員が連帯して)は会社に対し、その損害を賠償していただきます。

第10条 (施設の破損及び施設内の備品の紛失・毀損等)

1. 会員及び随伴者が施設利用中に、会員及び随伴者の責に帰す事由により生じた施設の破損及び施設内の備品等の紛失・毀損等については原則として同等施設、備品との取替えに要する費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または随伴者(随伴者による場合は当該会員が連帯して)負担するものとします。
2. 紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随伴者は遅滞なく会社に報告するものとします。

第11条 (退会)

1. 会員はその申出により何時でも退会できます。この場合は会員証を返還しなければなりません。
2. 会員資格有効期間内の退会及び第12条に定める会員資格の取消の場合については、第3条2項に基づき年会費の返金はいたしません。

第12条 (会員資格の取り消し)

- 会社は、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができます。
- ① 会員が死亡した場合。
 - ② 会員が本規約及び施設の利用約款に違反したとき。
 - ③ 会員証を本人以外が使用したとき。(会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。)
 - ④ その他本事務局において、処分が必要と判断する行為があったとき。
 - ⑤ 会員が施設の利用規約等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名譽、信用を傷つける行為があった場合。
 - ⑥ 暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
 - ⑦ 暴力団等反社会勢力を同伴・または紹介により入場させたとき。
 - ⑧ 法人で役員の中に暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。

第13条 (募集・施行)

本規約は2020年1月4日より募集・施行します。

※FAXにてお申込の際は、内容確認後、お振込先案内をご郵送いたします